

秋田県条例第三十八号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例（昭和二十九年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、一三三人」を「一、一八八人」に、「五八三人」を「二、三五四人」を「二、三六二人」に改める。

第三条第二号中「の規定」を「又は職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）第二条の規定」に改め、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年秋田県条例第六十八号）第二条第一項の規定による承認を受けた職員

五 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年秋田県条例第八十九号）第二条第一項の規定による承認を受けた職員

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。